

こた  
答え

さいきん は、日本でも「国際結婚」が珍しくなくなっています。と同時に、「国際離婚」も増えています。日本人同士なら、結婚も離婚も、住んでいる市町村役場の窓口に出すだけで簡単に成立しますが、国際結婚・国際離婚となると、「どこの国の法律が適用されるのか」という点が問題になります。今回は、国際離婚について基本的な事だけをまとめてみましたが、実際の手続きは簡単ではありません。詳しくは法律の専門家などに相談することをお勧めします。

こくさいりこん さい くに ほうりつ したが  
◆国際離婚の際、どの国の法律に従うのか？

1) 共通本国法：夫婦の本国法（国籍）が同じである場合は、その国の法律にしたがう。（\*夫婦の本国法で協議離婚が認められている場合には、日本の役所で協議離婚の届け出を受け付けてもらえる。例えば、韓国人同士、中国人同士の場合など。）

※協議離婚：夫婦で話し合っ合意し、役所に離婚届を提出する方法

2) 共同居住地法：夫婦の国籍は違いますが、夫婦が常に住んでいる国が同じである場合は、その国の法律に従う。（\*国籍のちがう外国人同士の夫婦が、日本に一定期間以上住んでいれば、日本で協議離婚の届け出が出来る。）

3) 密接関連法：国籍の違う夫婦が、常に一緒に日本に住んでいる状態にはないが、夫婦の一方が日本に常居所を持っていると認定され、しかも他方の配偶者が時々日本に来ていることが認められた場合、日本法が密接関連法と認められる可能性がある。

※夫婦の一方が、日本に常居所を持つ日本人であれば、もう一方が外国にいても日本の法律が適用される。

にほん さいばんりこん  
◆日本での裁判離婚

1) 夫婦間で離婚の合意ができていても、従うべき国の法律では裁判離婚しか認められない場合、2) 夫婦の一方が離婚に同意しない場合 ⇒ 離婚の裁判を起こすことになるが、夫婦そろって日本で生活していれば、日本の裁判所を利用できる。

◆本国でも離婚が成立するためには：日本で法的に有効な離婚であっても、外国人配偶者が本国に帰ったとき、その国で日本での離婚が有効かどうかは、その国の法律による。例えば、協議離婚の制度は、日本以外では一部の国でしか認められていない。

※日本で離婚が成立したら、あなたの本国へも届出をしなければ、本国ではまだ法律上の夫婦のままです。必ず、あなたの在日公館に行き、その方法を調べて手続きしてください。

答复：

当今涉外婚姻在日本已经相当普遍，因此涉外离婚也随之增多。日本人之间的结婚或离婚，到居住地的市町村提交申请就行。而涉外结婚或涉外离婚的话，须确认适用哪个国家的法律才行。本期收集了有关涉外离婚法律适用的基本知识，深感实际办理时很不简单。要想了解详细情况有必要向法律专家咨询。



◆涉外离婚适用哪国的法律？

1) 共同本国法：当事人有相同国籍的话，适用本国法律。但如果当事人国家的法律承认协议离婚的话，可在日本协议离婚。例如双方都是韩国人或中国人的夫妻就属于这种情况。

\*协议离婚是夫妻双方通过协商，提交离婚申请的方法。

2) 共同居住地法：不同国籍的当事人，常住在同一个国家的场合，适用这个国家的法律。不同国籍的外国人夫妻，只要在日本居住一定时间以上，即可在日本协议离婚。

3) 最密切联系原则：不同国籍的当事人，不一起在日本居住的情况，只要能确认一方在日本有常住地，且另一方经常来日本的话，按国际法最密切联系原则适用日本法律的可能性很大。\*夫妻一方在日本有常住地且是日本籍的，即使另一方住在外国也适用日本法律。

◆在日本的诉讼离婚

1) 夫妻双方虽同意离婚，但双方适用法律国的法律只承认诉讼离婚的

2) 夫妻有一方不同意离婚的

⇒ 这两种情况的当事人只能诉讼离婚。夫妻一起居住在日本的话，可向日本裁判所提交诉讼离婚。



◆如何使本国承认当事人在日本的离婚

外国人即使已在日本合法离婚，但离婚是否被自己国家承认，要看这个国家的法律而定。比如协议离婚制度，除日本以外只有少数国家承认。



※外国人在日本离婚后，若不向本国家申报，那么在本国仍然是法律上的夫妻。所以务必向驻日大使馆了解详情后再办